

富山県警察の会計の監査に関する規則

富山県警察の会計の監査に関する規則を次のように定め、公布する。

平成16年4月23日

富山県公安委員会規則第3号

富山県警察の会計の監査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、富山県警察（以下「県警察」という。）における会計経理の適正を期するため、県警察が実施する会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査実施者)

第2条 富山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、富山県警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に対して会計監査を行うものとする。

(会計監査実施計画)

第3条 本部長は、毎年度、会計監査を行うための計画（以下「会計監査実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期

(実施)

第4条 会計監査は、会計監査実施計画に従い、実施しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、県警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を実施しなければならない。

(会計監査の結果に基づく措置)

第5条 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 本部長は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施状況について、会計監査の対象所属の長に報告を求めるものとする。

(公安委員会への報告)

第6条 本部長は、毎年度少なくとも1回、会計監査の実施状況を富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかに、その行った会計監査の実施状況を公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日公安委員会規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成20年3月13日公安委員会規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年3月24日から施行する。